

【刑 法】

X女は、B男と結婚し、長男Cおよび次男Dをもうけたあと、Bと不仲になり協議離婚をし、C、Dの親権者となった。その後、Xは、A男と親しくなり結婚したが、AがXやC、Dに対して度々暴力を振るうようになったため、協議離婚をした。しかし、Aから再三にわたって復縁を迫られたため、内縁関係に入ったものの、相変わらずAのXに対する暴行やC、Dに対する折檻は繰り返されていた。

このような中で、ある日、XとAが外出先から帰宅した際、Dの子供部屋が散らかっているのを見て、Aは、Dに問い質したところ、Dが反抗的な態度を示したので、これに腹を立て、Dの顔面や頭部を数回殴打した。このため、Dはほどなくして硬膜下出血等による脳機能障害によって死亡した。この間、Xは、Aがいつものように折檻を加えているものと思い、見て見ぬ振りをして、隣にある台所で夕飯の支度をしていた。

Xの罪責はどうか。